

## ぼうこう又は直腸機能障害認定基準及び認定要領 新旧対照表 (H14 WG最終案)

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><b>障害程度等級表解説</b></p> <p>(1) 等級表1級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、<u>起居動作に極度の制限を受けるため1日の大半を就床している状態にあるものをいう。</u></p> <p>a <u>尿路変向(更)のストマに回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらん(注1)があるもの</u></p> <p>b <u>回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマをもち、かつ、高度の排尿機能障害(注2)及びストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらんがあるもの</u></p> <p>c <u>空腸・回腸又は上行・横行結腸の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻口から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても治癒の見込みがなく、かつ、瘻口周辺の著しい皮膚のびらんがあるもの</u></p> <p>(2) 等級表3級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>a <u>尿路変向(更)のストマに回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマを併せもつもの</u></p> <p>b <u>尿路変向(更)のストマに下行・S状結腸人工肛門のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらんがあるもの</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>障害程度等級表解説</b></p> <p>(1) 等級表1級に該当する障害は、次のいずれかに該当し、かつ、<u>自己の身の日常生活活動が極度に制限されるものをいう。</u></p> <p>a <u>腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態(注1)があるもの</u></p> <p>b <u>腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)及び高度の排尿機能障害(注2)があるもの</u></p> <p>c <u>尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻(注3)を併せもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態(注4)があるもの</u></p> <p>d <u>尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)及び高度の排便機能障害(注5)があるもの</u></p> <p>e <u>治癒困難な腸瘻(注3)があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態(注4)及び高度の排尿機能障害(注2)があるもの</u></p> <p>(2) 等級表3級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>a <u>腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの</u></p> <p>b <u>腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)又は高度の排尿機能障害(注2)があるもの</u></p>

現 行	改 正 案
<p>c <u>回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマをもち、かつ、高度の排尿機能障害があるもの</u></p> <p>d <u>下行・S状結腸人工肛門のストマをもち、かつ、高度の排尿機能障害及びストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらんがあるもの</u></p> <p>e <u>空腸・回腸又は上行・横行結腸の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻口から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても治癒の見込みのないもの</u></p>	<p>c <u>尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻(注3)を併せもつもの</u></p> <p>d <u>尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態(注1)又は高度の排便機能障害(注5)があるもの</u></p> <p>e <u>治癒困難な腸瘻(注3)があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態(注4)又は高度の排尿機能障害(注2)があるもの</u></p> <p>f <u>高度の排尿機能障害(注2)があり、かつ、高度の排便機能障害(注5)があるもの</u></p>
<p>(3) 等級表4級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>a <u>尿路変向(更)のストマをもつもの</u></p> <p>b <u>回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマをもつもの</u></p> <p>c <u>下行・S状結腸人工肛門をもち、かつ、排尿機能障害(注3)があるもの、又はストマの変形若しくはストマ周辺の皮膚のびらんがあるためストマ用装具の交換を1日1回以上行う必要があるもの、若しくは洗腸によることを必要とするもの</u></p> <p>d <u>二分脊椎による高度の排尿機能障害があるもの</u></p> <p>e <u>二分脊椎による排便機能障害(注4)及び排尿機能障害があるもの</u></p> <p>f <u>下行・S状結腸の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻口から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても治癒の見込みのないもの</u></p>	<p>(3) 等級表4級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>a <u>腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの</u></p> <p>b <u>治癒困難な腸瘻(注3)があるもの</u></p> <p>c <u>高度の排尿機能障害(注2)又は高度の排便機能障害(注5)があるもの</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(4) 障害認定の時期</p> <p>ア <u>尿路変向(更)、回腸人工肛門又は上行・横行結腸人工肛門のストマをもつもの</u> ストマ造設後6か月を経過する日前に申請があった場合は、その時点で4級と認定し、6か月を経過した日以降、1級又は3級に該当するときは、再申請により上位等級への再認定を行う。 ストマ造設後6か月を経過した日以降に申請のあった場合は、その時点で該当する等級の認定を行う。</p> <p>イ <u>上記以外のストマをもつもの</u> ストマ造設後6か月を経過した日以降に認定する。</p> <p>ウ <u>二分脊椎によるもの</u> 障害が認定できる状態になった時とする。</p> <p>エ <u>その他の排泄障害</u> 障害発生後6か月を経過した日以降をもって認定し、さらにその後適宜再認定を行う。</p> <p>(注1) 「ストマの著しい変形又はストマ周辺の著しい皮膚のびらん」とは、ストマ用装具の装着ができないほどのストマの変形又はストマ周辺の皮膚のびらんであって、治療によって軽快の見込みのないものをいう。</p> <p>(注2) 「高度の排尿機能障害」とは、人工肛門造設術後又は二分脊椎による神経因性膀胱であって、完全尿失禁、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態をいう。</p>	<p>(4) 障害認定の時期</p> <p>ア <u>腸管のストマ、あるいは尿路変向(更)のストマをもつものについては、ストマ造設直後から、そのストマに該当する等級の認定を行う。</u> 「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」(注1)の合併によって上位等級に該当する場合、申請日がストマ造設後6か月を経過した日以降の場合はその時点で該当する等級の認定を行い、ストマ造設後6か月を経過していない場合は、6か月を経過した日以降、再申請により再認定を行う。</p> <p>イ 「治療困難な腸瘻」(注3)については、治療が終了し、障害が認定できる状態になった時点で認定する。</p> <p>ウ 「高度の排尿機能障害」(注2)、「高度の排便機能障害」(注5)については、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)による場合を除き、直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう(新ぼうこう)による神経因性ぼうこうに起因する障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する障害発生後6か月を経過した日以降をもって認定し、その後は状態に応じて適宜再認定を行う。特に先天性鎖肛に対する肛門形成術後の場合は、12歳時と20歳時にそれぞれ再認定を行う。</p> <p>(注1) 「ストマにおける排尿・排便(又はいずれか一方)処理が著しく困難な状態」とは、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形、又は不適切なストマの造設個所のため、長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態のものをいう。</p> <p>(注2) 「高度の排尿機能障害」とは、先天性疾患による神経障害、又は直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう(新ぼうこう)による神経因性ぼうこうに起因し、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態のものをいう。</p>

現 行	改 正 案
<p>(注3) 「<u>排尿機能障害</u>」とは、<u>人工肛門造設術後又は二分脊椎による神経因性膀胱であって、次のいずれかの症状のあるものをいう。</u></p> <p>①<u>腹圧性尿失禁がある</u>  ②<u>排尿時に腹圧を必要とする</u>  ③<u>排尿時間が60秒を超える</u>  ④<u>残尿量が15%以上ある</u></p> <p><u>ただし、上記症状がない場合であっても、泌尿器科学的検査において膀胱内圧検査が異常を認めるか、又は排泄性腎盂造影検査において水腎症若しくは結石形成を認めるものを含む。</u></p>	<p>(注3) 「<u>治療困難な腸瘻</u>」とは、<u>腸管の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻孔(腸瘻)から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても閉鎖の見込みのない状態のものをいう。</u></p>
<p>(注4) 「<u>排便機能障害</u>」とは、<u>二分脊椎に起因する直腸麻痺による便秘又は便失禁をいう。</u></p>	<p>(注4) 「<u>腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態</u>」とは、<u>腸瘻においてストマ用装具等による腸内容の処理が不可能なため、軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある状態のものをいう。</u></p>
<p>(注5) 障害認定の対象となるストマは、<u>永久的造設のものに限るものである。</u></p>	<p>(注5) 「<u>高度の排便機能障害</u>」とは、<u>先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術(注6)に起因し、かつ、</u></p>
	<p><u>ア 完全便失禁を伴い、治療によって軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある状態</u></p> <p><u>イ 1週間に2回以上の定期的な用手摘便を要する高度な便秘を伴う状態</u></p> <p><u>のいずれかに該当するものをいう。</u></p>
	<p>(注6) 「<u>小腸肛門吻合術</u>」とは、<u>小腸と肛門歯状線以下(肛門側)とを吻合する術式をいう。</u></p>
	<p>(注7) 障害認定の対象となるストマは、<u>排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。</u></p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><b>認 定 要 領</b></p> <p>a・・・診断書の作成について</p> <p>身体障害者診断書においては、ぼうこう機能障害の場合、<u>①尿路変更をしているか、②二分脊椎による排尿障害があるか、③人工肛門があつて、しかも排尿障害があるか、直腸機能障害の場合、①人工肛門のストマを造設しているか、②ストマ造設以外の瘻口からの腸内容の洩れがあるか、③二分脊椎による排便障害があるか、</u>の諸点について判定することを主目的とする。</p> <p>記載すべき事項は障害名、その原因となった疾患、手術、日常生活における障害の<u>状況</u>、障害の認定に関する意見、具体的所見である。</p> <p>(1) 障害名について  <u>「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」</u>でよい。ただし、この障害名だけでは<u>起こっている障害が具体的ではないので、「ぼうこう機能障害(ぼうこう全摘、回腸導管)」、「ぼうこう機能障害(尿管皮膚瘻)」、「ぼうこう機能障害(高度の排尿障害)」、「直腸機能障害(人工肛門)、「直腸機能障害(腸瘻)」</u>という書き方が望ましい。</p> <p>(2) 原因となった疾病・外傷名について  <u>ぼうこう腫瘍、子宮腫瘍、潰瘍性大腸炎、直腸腫瘍、二分脊椎</u>など原因となった<u>疾患</u>を記載する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>認 定 要 領</b></p> <p>a 診断書の作成について</p> <p>身体障害者診断書においては、ぼうこう機能障害の場合、<u>①「尿路変向(更)のストマ」を造設しているか、②「ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態」があるか、③「高度の排尿機能障害」があるか、</u>等の諸点について判定し、<u>直腸機能障害の場合、①「腸管のストマ」を造設しているか、②「ストマにおける排便処理が著しく困難な状態」があるか、③「治癒困難な腸瘻」があるか、④「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」があるか、⑤「高度の排便機能障害」があるか、</u>等の諸点について判定することを主目的とする。</p> <p>記載すべき事項は、障害名、その原因となった疾患、手術、日常生活における制限の<u>状態</u>、障害の認定に関する意見、具体的所見である。</p> <p>(1)「総括表」について</p> <p>ア 「障害名」について  <u>「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」とする。ただし、この障害名だけでは障害の状況が具体的ではないので、「ぼうこう機能障害(ぼうこう全摘、回腸導管)」、「ぼうこう機能障害(尿管皮膚瘻)、「ぼうこう機能障害(高度の排尿機能障害)」、「直腸機能障害(人工肛門)、「直腸機能障害(治癒困難な腸瘻)、「直腸機能障害(高度の排便機能障害)」</u>等と記載する。</p> <p>イ 「原因となった疾病・外傷名」について  <u>ぼうこう腫瘍、子宮腫瘍、クローン病、潰瘍性大腸炎、直腸腫瘍、二分脊椎、先天性鎖肛</u>など、原因となった<u>疾病名等</u>を記載する。</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) 参考となる経過・現症について 経過については通常のカルテの記載と同じでよいが、現症については身体障害者診断の現症欄であるので、ぼうこう機能障害の状態（尿路変更の状態あるいは排尿障害の状態）、直腸機能障害の状態（人工肛門のストマ及びそれに伴う排尿障害の状態など）とそのために、家庭内あるいは社会での日常生活がどのように障害されているのか記載する。</p> <p>(4) 総合所見について 認定に必要な事項、すなわち尿路変更の種類、排尿障害の種類（高度の排尿障害か否か）、人工肛門の種類、その他の排泄障害の状態等を記載する。 なお、症状の変動が予測される場合は将来再認定の時期についてもその目処を記入すること。</p> <p>(5) ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見について</p> <p>ア <u>ストマをもちながらその種類が記載の中にない場合は、空白にその状態を記載のうえ提出されたい。</u></p> <p>イ <u>ストマの状況及び所見では、ストマの位置を明確に図示し、変形の有無、びらん又は潰瘍の有無等を記載する。</u></p> <p>ウ <u>排尿の症状及び所見</u> <u>人工肛門のストマ造設又は二分脊椎の場合のみ記入が必要である。</u> <u>この項は排尿障害の程度を判定することを目的としている。すなわち、通常の排尿障害と高度の排尿障害を区別する。高度の排尿障害は完全尿失禁、カテーテル留置、自己導尿の常時施行者をいう。</u></p>	<p>ウ 「参考となる経過・現症」について 経過については通常のカルテの記載と同様であるが、現症については身体障害者診断書の現症欄であるので、ぼうこう機能障害の状態（尿路変向(更)の状態あるいは高度の排尿機能障害の状態等）、直腸機能障害の状態（腸管のストマの状態あるいは高度の排便機能障害の状態等）と、そのために日常生活活動がどのように制限されているのかを記載する。</p> <p>エ 「総合所見」について 認定に必要な事項、すなわち尿路変向(更)の種類、腸管のストマの種類、高度な排尿又は排便機能障害の有無、治療困難な腸瘻の種類、その他軽快の見込みのないストマや腸瘻等の周辺の皮膚の著しいびらんの有無、又は日常生活活動の制限の状態等を記載する。 なお、症状の変動が予測される場合は、将来の再認定時期についてもその目処を記入する。</p> <p>(2) 「ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見」について(留意点)</p> <p>ア 「1. ぼうこう機能障害」について <u>「ぼうこう機能障害」については、尿路変向(更)のストマがあるか、あるいは神経因性ぼうこうによる高度の排尿機能障害があるか等について判定する。</u> <u>(1)の尿路変向(更)のストマについては、種類と術式について記述するとともに、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について診断書の項目にそって選択・記述する。</u> <u>また、ストマの部位やびらんの大きさについては、詳細に図示する。</u> <u>(2)の高度の排尿機能障害については、神経障害の原因等について診断書の項目にそって選択・記述するとともに、カテーテル留置や自己導尿の常時施行の有無等の状態・対応についても記述する。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>エ <u>泌尿器科医の診断・検査が必要な人工肛門例</u>  <u>ぼうこう内圧測定、排泄性じん盂造影は本文中にあるとおり、全例に施行する必要はない。人工肛門を有するもので、排尿障害を訴えるが規定の排尿障害の症状所見（尿失禁、腹圧排尿、排尿時間の延長、残尿等）が得られない場合があるので、このような例にぼうこう内圧、排泄性じん盂造影検査を施行し、異常があれば障害認定することができる。この場合診断書は2部作成する必要はなく、検査結果を外科医に報告して記入してもらえば足りる。</u></p> <p>オ <u>二分脊椎でぼうこう内圧、じん盂造影検査が必要な例</u>  <u>二分脊椎で規定の症状がない場合のみぼうこう内圧、じん盂造影を行い、異常があれば排尿障害ありと判定してよい。</u></p> <p>カ <u>排便機能障害の症状及び所見</u>  <u>二分脊椎及びその他の排泄機能障害についての症状の程度を判定することを目的としている。腸内容の洩れた状況は、その状態を摘記する。</u></p> <p>キ <u>日常生活の制限</u>  <u>障害の程度を認定する重要な指標となるものであるので、その状態を慎重に把握し記入する。</u></p> <p>b・・・障害程度の認定について</p> <p>(1) <u>ぼうこう機能障害のみの等級について</u>  <u>ぼうこう機能障害単独では障害の種類、程度にかかわらず4級だけに該当する。4級に含まれるものは、尿路変更ストマをもつものすべてと、二分脊椎による排尿機能障害があるものである。これ以外の原因による排尿障害は本法では該当しない。</u>  <u>なお、ぼうこうが残っていても、尿路変更例は本法の適用とする。</u></p>	<p>イ <u>「2. 直腸機能障害」について</u>  <u>「直腸機能障害」については、腸管のストマがあるか、あるいは治療困難な腸瘻があるか、あるいは高度の排便機能障害があるかについて判定する。</u>  <u>(1)の腸管のストマについては、種類と術式について記述するとともに、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について診断書の項目にそって選択・記述する。また、ストマの部位やびらんの大きさについては、詳細に図示する。</u>  <u>(2)の治療困難な腸瘻については、原疾患と瘻孔の数について記述するとともに、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態がある場合は、その詳細について診断書の項目にそって選択・記述する。また、腸瘻の部位や大きさについては、詳細に図示する。</u>  <u>(3)の高度の排便機能障害については、原疾患等を診断書の項目にそって選択・記述するとともに、完全便失禁や用手摘便等の施行の有無等の状態・対応についても記述する。</u></p> <p>ウ <u>「3. 障害程度の等級」について</u>  <u>ここでは、1ぼうこう機能障害、2直腸機能障害における診断内容が、1級から4級のいずれの項目に該当するかについて、最終的な判定をすることを目的とする。</u>  <u>該当する等級の根拠となる項目について、ひとつだけ選択することとなる。</u></p> <p>b 障害程度の認定について</p> <p>(1) <u>ぼうこう機能障害のみの等級について</u>  <u>ぼうこう機能障害単独であっても、「尿路変向(更)のストマ」や「ストマにおける排便処理が著しく困難な状態」あるいは「高度の排尿機能障害」の合併状況によって、障害程度は3級から4級に区分されるので、等級表解説に照らして的確に確認すること。</u>  <u>なお、ぼうこうが残っていても、尿路変向(更)例は本法の適用とする。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(2) 直腸機能障害のみの等級について  <u>直腸機能障害単独であっても、ストマの位置、排尿障害、ストマ及びその周辺の皮膚の状態等により、障害程度は1級、3級、4級に区分されるので、診断書の内容を等級表解説に照らし的確に認定すること。</u></p> <p>(3) ぼうこう機能障害と直腸機能障害（人工肛門）の合併例の等級について  <u>ぼうこう機能障害と直腸機能障害との合併例の等級は1級、3級、4級があり、障害の程度（二つの障害の組合せ）により決定する。すなわち人工肛門の位置が回腸か、上行・横行結腸か、下行・S状結腸か、びらん、あるいは変形があるかないか、に留意する。ぼうこう機能障害も尿路変更、高度の排尿障害、排尿機能障害の別があることに留意すること。</u></p> <p>(4) 障害認定の時期は、ストマ造設後又は障害発生後6か月経過した日をもって行うことを原則としているが、症状によって、<u>適宜再認定の方法をとることによつて的確な障害程度を判定するよう留意すること。</u>  <u>その際、排尿障害や皮膚びらん、ストマ用装具の使用等の状態は医療管理の面とも密接な関係をもつので、診断内容の不明な個所のある場合は主治医は診断書作成医に照会する等の配慮が望まれる。</u></p> <p>(5) 合算して等級があがる例（二分脊椎）について  <u>二分脊椎のぼうこう・直腸障害例は4級であるが、肢体不自由の項で障害認定を受けているものは両者を合算して、等級があがる場合があるので両者の関係で留意すること。</u></p>	<p>(2) 直腸機能障害のみの等級について  <u>直腸機能障害単独であっても、「腸管のストマ」や「治癒困難な腸瘻」あるいはこれらの「排便処理の著しく困難な状態」又は「腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」、さらには「高度の排尿・排便機能障害」の合併によつて、障害程度は1級、3級、4級に区分されるので、等級表解説に照らし的確に認定すること。</u></p> <p>(3) ぼうこう機能障害と直腸機能障害が合併する場合について  <u>ぼうこう機能障害と直腸機能障害とが合併する場合は、それぞれの障害におけるストマや腸瘻の有無、さらにはこれらの「排尿・排便又は排泄処理が著しく困難な状態」等によつても等級が1級あるいは3級に区分されるため、等級表解説に照らし的確に認定すること。</u></p> <p>(4) 障害認定の時期は、<u>ストマ造設の有無や、排尿・排便処理が著しく困難な状態の有無、あるいは先天性であるかどうかなどの状態によつて認定の時期が異なるため、等級表解説に基づいて的確に認定する。また、適宜再認定を行うことが必要となるものもあり、この点についても十分に留意すること。</u></p> <p>(5) 合算して等級があがる例について  <u>合併する肢体不自由等の項で障害認定を受けているものは、両者を合算して等級があがる場合があるので両者の関係で留意すること。</u></p>